

生徒心得

1 学校生活について

●登下校時について

- (1) 始業時(8時20分)には自席に着席する。
- (2) 欠席や遅刻をする場合は、事前に保護者から学校に連絡する。
- (3) 遅刻した場合は、職員室に遅刻届を取りに行き、担任又は授業担当者に提出する。
- (4) 部活動は原則として18時30分までとする。また、完全下校時刻は原則として18時45分とする。
- (5) 交通ルールやマナーを守る。事故や違反のあった場合は早急に学校(HR担任)に届け出ること。自転車の二人乗りは禁止する。

●授業及び休み時間について

- (1) SHR, 授業, 集会, 放送等の連絡を聞き, その指示に従って行動する。
- (2) 各休み時間中に, 次の授業の準備をしておく。
- (3) 教室以外での授業や集会等で移動する場合は, 休み時間中に移動する。
- (4) 授業で出された課題や宿題にはしっかり取り組み, 提出期限を順守する。
- (5) 始業時から終業時までの間は許可なく校外にでない。
- (6) 登校後やむを得ず早退や外出が必要な場合は, 担任の許可を得る。
- (7) 保健室で休養した場合は, その旨を担任または授業担当者に報告する。
- (8) 自習の場合は監督教員の指示に従う。

●校内生活について

- (1) 校内では制服を着用すること(部活動時は除く)。
- (2) 本校指定の上履き, 体育館シューズを履き, 上下兼用しない。
- (3) 携帯電話の使用はマナーを守るとともに, 授業中は電源を切り, 使用しない。
- (4) 持ち物の自己管理を徹底する。
- (5) 教室, ロッカー, 下駄箱等の整理整頓を心がけ, 指定以外の場所に私物を置かない。
- (6) 避難経路や避難方法を確認し, 緊急の時など迅速・安全に避難できるようにする。
- (7) 校舎及び公共物を破損または汚損したときは, 直ちに職員に申し出て, その後の指示に従う。
- (8) 校具等の使用並びに持ち出しに際しては担当教員の許可を得る。また, 使用後は所定の場所に返納する。
- (9) カギのかかっている場所を開けるときは担当教員の許可を受ける。

2 懲戒について

- (1) 犯罪行為, ぐ犯・不良行為, 学校生活等の心得に違反, 問題行動を起こした場合は懲戒(処分としての懲戒, 指導としての懲戒)の対象となる。

3 服装・みだしなみについて

●制服について

- (1) 登下校時は特別な場合を除き, 制服(学校指定のブレザー, セーラージャケット, スラックス, カッターシャツ, セーター)を着用する。
- (2) 制服の変形や改造は行わないこと。
- (3) やむを得ず異装しなければならないときは, 生徒指導部に申し出ること。

●ストッキング・タイツについて

- (1) 華美なものは控えること。

●通学靴について

革靴, 運動靴(雨天時は長靴, レインシューズ可)で通学すること。ただし, 以下の点に留意して着用すること。

- (1) 高価で派手なものは禁止する。
- (2) エナメル, ハイヒール, サンダル, ブーツは禁止する。
- (3) 革靴の色は, 黒, 茶に限る。

●頭髪・その他について

- (1) 教科書等, 学校で必要なものが入る大きさとする。

●頭髪・その他について

以下の行為は禁止する。

- (1) 染色, 脱色, パーマ(ヘアアイロンやカールも含む)等。
- (2) ヘアアイロンやドライヤー等による髪の色落ちや髪を痛めることにつながる行為。
- (3) カットや整髪料による著しい加工。
- (4) ひげを生やすこと。
- (5) 化粧をすること。(色付きのリップも含む。)
- (6) アクセサリー類の着用は禁止する。

(例) ネックレス, ペンダント, イヤリング, ピアス, ブローチ, 指輪, ブレスレット, カラーコンタクト等。

●防寒具(マフラー・手袋・コート類)について

- (1) 防寒のためのマフラー・手袋について, 登下校中と校内移動中の着用は認める。
ただし, 授業中や職員室等での着用は認めない。
- (2) コート類について, 着用を認める。

●自転車の通学許可について

- (1) 自転車通学は, 自転車通学に関するルールを遵守したうえで許可する。
- (2) 自宅から最寄りの駅やバス停まで自転車を使用する者も届け出をすること。

4 アルバイトに関する基本方針

アルバイトを行なう必要がある生徒は, 生徒指導部にアルバイト届を提出し, 次のことを厳守すること。

- (1) 長期休業中と土・日・祝日のみとする。但し考査時間割発表後から考査期間終了までの土・日・祝日は行なわないこと。
- (2) 就業時間は1日8時間以内とし, 20時までには帰宅していること。
- (3) 保護者が生徒の状況を把握, 管理できる範囲とし, 外泊は伴わないこと。
- (4) 単車・自転車等を使用する業務には就かないこと。
- (5) パチンコ・スナック等の風俗営業, その他高校生にふさわしくないとと思われる業務には就かないこと。
- (6) 学業が著しく不振である場合は行なわないこと。
- (7) 特別指導等の指導期間中は行なわないこと。

5 自動車等の運転免許取得について

●二輪車の運転免許取得について

- (1) 高等学校在学中は、原則として二輪車等の運転免許取得を禁止する。ただし、次の条件に該当する場合は事情により許可することがある。
- ①鉄道・バス等の交通機関及び自転車の利用が極めて困難な地域からの通学者など、やむを得ぬ事情があると校長が認める者。
 - ②その他校長が認める者。
- (2) 特別に許可した場合、原則として50CC以下に限る。

●自動車運転免許取得について

3年生卒業年次で普通または準中型運転免許の取得を希望する者は、次のことを厳守する。

- (1) 自動車学校に入学できるのは、2学期以降で、進路決定済みの者とし、生徒指導部で手続きをすること。ただし、冬季休業以降は、進路が決定していない場合でも入校を許可する。
- (2) 教習は、休業日か放課後とし、授業に支障があってはならない。ただし、仮検・卒検はこの限りではない。
- (3) 自動車運転免許学科試験の受験については、原則3月2日以降とする。